

今俗、夜衣、蒲團といへる名目、ふるくは物に見えず、フトンは古の衾也。夜衣搔纏は、いつばかりの製ならん未考。太平記卅五六丁京勢重南方發向事條に、將軍ゲニモト思給ケレバ、風氣ノ事有トテ帳臺ノ内へ入り、夜衣引纏頭臥給ヘバ云々とあり、これはよるのころもとよまるべけれど、しばらくあぐ、さよ衣など歌によめるも衾の事にや、また太平記卅五六カ京勢重南方發向事條に、女房達一二人御寢所ニ參テ此由ヲ申サントスルニ、宿衣ヲ小袖ノ上ニ引係テ被置タル計ニテ、下ニ臥タル人ハナシ云々、此宿衣もヨギとよめり、いかにも衾を衣と書んもおぼつかなければ、今

の世の夜著の類にや、小袖といへるはかいまきの小袖なるべし。

〔嬉遊笑覽服飾〕二上昔綿を多く入て、夜の物とて夜著にする、是をおひえとも、北のものとも名づけたり、また異名を布子とも綿入ともいふなり、此詞みな公家より出たり、今やんごとなき御方は、布子おひえの沙汰はしるしめさずといへり。○中略 布子をおひえといふも義違ふにあらず、北の物よりうつりたる名なり。

〔庭訓往來抄下〕北物ト云ニ一説アリ、織物板ノ物舊ビタルヲ張拵ヘテ、國裏ヲ屬ル也、綿ヲ多ク入テ、夜ルノ物トテ夜著ニスルナリ、又ヲヒエナド云也、然ルニ彼ノヨギヲ北ノ物ト云事ハ、裏ニ越後ヲスルニ依テ、北ノ物ト云也、又ヲヒエト云事モ、冬ハ北ヨリ來ル物也、越後ノ國則チ北ナリ、此縁ヲ取テ云ナリ、總ジテ國裏ト云ハ、越後ヨリ外ニシクベカラズ、絹裏ノ外ヲバ、只裏布ノウラナンド、云也、又何クノ國ニモ布ハ有ニ依テ、クニ裏ト云カ、悉ク公家ヨリ出ル詞ナリ、布子ヲバ綿入ト云ナリ、是ハヲヒエト云義チガフナリ。

〔守貞漫稿十八服附雜事〕夜著蒲團○中略

今世夜著ヲ用フ、大略遠州以東ノミ、三河以西京坂ハ襟袖アル夜著ト云物ヲ用ヒズ、然ドモ昔ハ京坂モ用之歟、元文等ノ古畫ニ有之。○中略